

(令和6年第1回定例会6月会議)

参考資料（議案関係）

議案参考資料

(令和6年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

住民福祉課 社会福祉係

1. 議案名

議案第48号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

2. 背景・経過

令和4年1月1日に法務大臣より委嘱された西浦直樹委員が、令和6年12月31日任期満了となります。

3. 趣旨・目的

人権擁護委員法第6条第1項の規定による人権擁護委員のうち、西浦直樹委員の任期が本年12月31日に満了するので和歌山地方法務局長より候補者の推薦の依頼があり、同委員を推薦するため同法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

任期：令和7年1月1日～令和9年12月31日（3年間）

4. 概要

①目的

国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置く。

②定数

委員の定数は、9人

③委員となりうる者の資格要件

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者

④委員となることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・人権侵犯に当たる犯罪行為のあった者
- ・政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(令和6年第1回定例会6月会議)

【議案第48号 参考資料】

人権擁護委員推薦候補者略歴

(人権擁護委員となりうる者の資格要件)

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者

氏 名 にし うら なお き
西 浦 直 樹

生年月日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和6年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

税務課 住民税係

1. 議案名

議案第49号 かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和6年度税制改正における地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

3. 趣旨・目的

公益信託制度改革に伴う地方税法等の改正により、条例を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

改正内容

・ 寄附金税額控除の改正

個人住民税の寄附金税額控除について、公益信託の信託財産とする為に支出した信託事務に関連する寄附金について、寄附金税額控除の対象とします。

<公益信託制度とは>

公益信託は、公益活動のために財産を提供しようとする個人や利益の一部を社会に還元しようとする個人・企業（委任者）が、自らの財産を信託銀行等（受任者）に信託し、信託銀行は、定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し、公益のために役立てようという制度です。

(施行期日：公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日)

(令和6年第1回定例会6月会議)

【議案第49号 参考資料】

かつらぎ町税条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
○かつらぎ町税条例(昭和37年かつらぎ町条例第2号)		○かつらぎ町税条例(昭和37年かつらぎ町条例第2号)	
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(町内に事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合に対処するものにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合は、当該控除すべき金額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該所得割の額を超えるときは、当該所得割の額に相当する金額とする。		(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(町内に事業所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合は、当該控除すべき金額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該所得割の額を超えるときは、当該所得割の額に相当する金額とする。	
(1)～(8) (略)		(1)～(8) (略)	
(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金		(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭	
(10) (略)		(10) (略)	
2 (略)		2 (略)	

(省 略)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供しようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人)法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合には当該土地、家

(省 略)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供しようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人)法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合には当該土地、家

屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならぬ。

(省 略)

附 則

(省 略)

屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならぬ。

(省 略)

附 則

(省 略)

(公益法人等に係る町民税の課税の特例)

第 4 条の 2 当分の間、租税特別措置法第 40 条第 3 項後段(同条第 6 項から第 10 項まで及び第 11 項(同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等(同条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第 40 条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

(省 略)

(省 略)

議案参考資料

(令和6年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

税務課 住民税係

1. 議案名

議案第50号 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

国民健康保険税の税率については、構成されている所得割・均等割・平等割の基礎となる総所得額・被保険者数・国保加入世帯数が毎年変わっていくなかで、適正な税額を確保するために毎年改正しています。

3. 趣旨・目的

国民健康保険税の賦課税率の改正を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

賦課税率の改正

○税率について

		(令和5年度)		(令和6年度)
基礎分	所得割	8.0213%	→	7.49%
基礎分	資産割	10.0425%	→	0%
基礎分	均等割	27,600円	→	26,700円
基礎分	平等割	21,010円	→	19,700円
支援分	所得割	2.8659%	→	3.03%
支援分	資産割	3.5560%	→	0%
支援分	均等割	9,800円	→	10,700円
支援分	平等割	7,460円	→	7,900円
介護分	所得割	2.5175%	→	2.75%
介護分	資産割	4.0060%	→	0%
介護分	均等割	10,180円	→	10,900円
介護分	平等割	5,505円	→	5,800円

(施行期日：公布の日)

(令和6年第1回定例会6月会議)
【議案第50号 参考資料】

かつらぎ町国民健康保険税条例の主な改正内容(税率等改正)

表1

税 率	5年度(改正前)	6年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	所得割	8.0213 %	7.4900 %	△ 0.5313 pt
	資産割	10.0425 %	0 %	△ 10.0425 pt
	均等割	27,600 円	26,700 円	△ 900 円
	(未就学児)	13,800 円	13,350 円	△ 450 円
	平等割	21,010 円	19,700 円	△ 1,310 円
	(特定)	10,505 円	9,850 円	△ 655 円
	(特定継続)	15,757 円	14,775 円	△ 982 円
支援分	所得割	2.8659 %	3.0300 %	0.1641 pt
	資産割	3.556 %	0 %	△ 3.556 pt
	均等割	9,800 円	10,700 円	900 円
	(未就学児)	4,900 円	5,350 円	450 円
	平等割	7,460 円	7,900 円	440 円
	(特定)	3,730 円	3,950 円	220 円
	(特定継続)	5,595 円	5,925 円	330 円
介護分	所得割	2.5175 %	2.7500 %	0.2325 pt
	資産割	4.0060 %	0 %	△ 4.0060 pt
	均等割	10,180 円	10,900 円	720 円
	平等割	5,505 円	5,800 円	295 円

表2【7割軽減】

軽 減	5年度(改正前)	6年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	均等割	19,320 円	18,690 円	△ 630 円
	(未就学児)	23,460 円	22,695 円	△ 765 円
	平等割	14,707 円	13,790 円	△ 917 円
	(特定)	7,354 円	6,895 円	△ 459 円
	(特定継続)	11,030 円	10,343 円	△ 687 円
支援分	均等割	6,860 円	7,490 円	630 円
	(未就学児)	8,330 円	9,095 円	765 円
	平等割	5,222 円	5,530 円	308 円
	(特定)	2,611 円	2,765 円	154 円
	(特定継続)	3,917 円	4,148 円	231 円
介護分	均等割	7,126 円	7,630 円	504 円
	平等割	3,854 円	4,060 円	206 円

表3【5割軽減】

軽 減	5年度(改正前)	6年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	均等割	13,800 円	13,350 円	△ 450 円
	(未就学児)	20,700 円	20,025 円	△ 675 円
	平等割	10,505 円	9,850 円	△ 655 円
	(特定)	5,253 円	4,925 円	△ 328 円
	(特定継続)	7,879 円	7,388 円	△ 491 円
支援分	均等割	4,900 円	5,350 円	450 円
	(未就学児)	7,350 円	8,025 円	675 円
	平等割	3,730 円	3,950 円	220 円
	(特定)	1,865 円	1,975 円	110 円
	(特定継続)	2,798 円	2,963 円	165 円
介護分	均等割	5,090 円	5,450 円	360 円
	平等割	2,753 円	2,900 円	147 円

表4【2割軽減】

軽 減	5年度(改正前)	6年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	均等割	5,520 円	5,340 円	△ 180 円
	(未就学児)	16,560 円	16,020 円	△ 540 円
	平等割	4,202 円	3,940 円	△ 262 円
	(特定)	2,101 円	1,970 円	△ 131 円
	(特定継続)	3,152 円	2,955 円	△ 197 円
支援分	均等割	1,960 円	2,140 円	180 円
	(未就学児)	5,880 円	6,420 円	540 円
	平等割	1,492 円	1,580 円	88 円
	(特定)	746 円	790 円	44 円
	(特定継続)	1,119 円	1,185 円	66 円
介護分	均等割	2,036 円	2,180 円	144 円
	平等割	1,101 円	1,160 円	59 円

(令和6年第1回定例会6月会議)
【議案第50号 参考資料】

一人当たりの税額

金額単位：円

	令和5年度	令和6年度
基礎分	80,000	76,200
支援分	28,400	30,400
介護分	29,500	31,200

税率算定基礎数値

【基礎分・支援分】

金額単位：円

区分	令和5年度	令和6年度	増減数値	対前年比
所得額	3,134,385,401	3,044,944,345	▲ 89,441,056	97.1%
資産税額	106,215,434	-	皆減	-
被保険者数	4,445	4,186	▲ 259	94.2%
世帯数	2,688	2,591	▲ 97	96.4%
特定世帯数	272	289	17	106.3%
特定継続世帯数	52	50	▲ 2	96.2%

【介護分】

金額単位：円

区分	令和5年度	令和6年度	増減数値	対前年比
所得額	1,129,564,595	1,130,535,000	970,405	100.1%
資産税額	31,256,227	-	皆減	-
被保険者数	1,414	1,365	▲ 49	96.5%
世帯数	1,136	1,100	▲ 36	96.8%

賦課割合

単位：%

	～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～
所得割	40	42.5	45	47.5	50
資産割	12	9	6	3	0
均等割	33	33.5	34	34.5	35
平等割	15	15	15	15	15

未就学児軽減

	令和5年度	令和6年度
軽減世帯数(世帯)	73	59
軽減人数(人)	103	80
軽減額(円)	1,160,503	1,004,190

国民健康保険税額試算表①

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人)で給与収入4,000,000円(所得2,760,000円)、固定資産税0円の場合(標準世帯:固定資産なし)										
区分		令和5年度				令和6年度				比較
		課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額	税額
基礎分	所得割	2,330,000	47.5%	8.0213%	186,896	2,330,000	50.0%	7.4900%	174,517	-12,379
	資産割	0	3.0%	10.0425%	0	0	0.0%	0.0000%	0	0
	均等割	4人	34.5%	27,600	110,400	4人	35.0%	26,700	106,800	-3,600
	平等割	1世帯	15.0%	21,010	21,010	1世帯	15.0%	19,700	19,700	-1,310
	軽減額				0				0	0
				差引賦課額	318,300			差引賦課額	301,000	-17,300
支援分	所得割	2,330,000	47.5%	2.8659%	66,775	2,330,000	50.0%	3.0300%	70,599	3,824
	資産割	0	3.0%	3.5560%	0	0	0.0%	0.0000%	0	0
	均等割	4人	34.5%	9,800	39,200	4人	35.0%	10,700	42,800	3,600
	平等割	1世帯	15.0%	7,460	7,460	1世帯	15.0%	7,900	7,900	440
	軽減額				0				0	0
				差引賦課額	113,400			差引賦課額	121,200	7,800
介護分	所得割	2,330,000	47.5%	2.5175%	58,657	2,330,000	50.0%	2.7500%	64,075	5,418
	資産割	0	3.0%	4.0060%	0	0	0.0%	0.0000%	0	0
	均等割	2人	34.5%	10,180	20,360	2人	35.0%	10,900	21,800	1,440
	平等割	1世帯	15.0%	5,505	5,505	1世帯	15.0%	5,800	5,800	295
	軽減額				0				0	0
				差引賦課額	84,500			差引賦課額	91,600	7,100
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)				516,200	賦課額合計				513,800	-2,400

令和6年度
基礎分+支援分
422,200

国民健康保険税額試算表②

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人)で給与収入4,000,000円(所得2,760,000円)、固定資産税100,000円の場合(標準世帯:固定資産あり)										
区分	令和5年度				令和6年度				比較	
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	2,330,000	47.5%	8.0213%	186,896	2,330,000	50.0%	7.4900%	174,517	-12,379
	資産割	100,000	3.0%	10.0425%	10,042	100,000	0.0%	0.0000%	0	-10,042
	均等割	4 人	34.5%	27,600	110,400	4 人	35.0%	26,700	106,800	-3,600
	平等割	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	1 世帯	15.0%	19,700	19,700	-1,310
	軽減額			0				0	0	0
				差引賦課額	328,300			差引賦課額	301,000	-27,300
支援分	所得割	2,330,000	47.5%	2.8659%	66,775	2,330,000	50.0%	3.0300%	70,599	3,824
	資産割	100,000	3.0%	3.5560%	3,556	100,000	0.0%	0.0000%	0	-3,556
	均等割	4 人	34.5%	9,800	39,200	4 人	35.0%	10,700	42,800	3,600
	平等割	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	1 世帯	15.0%	7,900	7,900	440
	軽減額			0				0	0	0
				差引賦課額	116,900			差引賦課額	121,200	4,300
介護分	所得割	2,330,000	47.5%	2.5175%	58,657	2,330,000	50.0%	2.7500%	64,075	5,418
	資産割	100,000	3.0%	4.0060%	4,006	100,000	0.0%	0.0000%	0	-4,006
	均等割	2 人	34.5%	10,180	20,360	2 人	35.0%	10,900	21,800	1,440
	平等割	1 世帯	15.0%	5,505	5,505	1 世帯	15.0%	5,800	5,800	295
	軽減額			0				0	0	0
				差引賦課額	88,500			差引賦課額	91,600	3,100
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)				533,700	賦課額合計				513,800	-19,900

令和6年度
基礎分+支援分
422,200

国民健康保険税額試算表③

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人)で給与収入2,000,000円(所得1,320,000円)、固定資産税100,000円の場合(標準世帯:固定資産あり)(5割軽減)										
区分	令和5年度				令和6年度				比較	
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	890,000	47.5%	8.0213%	71,389	890,000	50.0%	7.4900%	66,661	-4,728
	資産割	100,000	3.0%	10.0425%	10,042	100,000	0.0%	0.0000%	0	-10,042
	均等割	4 人	34.5%	27,600	110,400	4 人	35.0%	26,700	106,800	-3,600
	平等割	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	1 世帯	15.0%	19,700	19,700	-1,310
	軽減額				-65,705				-63,250	2,455
				差引賦課額	147,100			差引賦課額	129,900	-17,200
支援分	所得割	890,000	47.5%	2.8659%	25,506	890,000	50.0%	3.0300%	26,967	1,461
	資産割	100,000	3.0%	3.5560%	3,556	100,000	0.0%	0.0000%	0	-3,556
	均等割	4 人	34.5%	9,800	39,200	4 人	35.0%	10,700	42,800	3,600
	平等割	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	1 世帯	15.0%	7,900	7,900	440
	軽減額				-23,330				-25,350	-2,020
				差引賦課額	52,300			差引賦課額	52,300	0
介護分	所得割	890,000	47.5%	2.5175%	22,405	890,000	50.0%	2.7500%	24,475	2,070
	資産割	100,000	3.0%	4.0060%	4,006	100,000	0.0%	0.0000%	0	-4,006
	均等割	2 人	34.5%	10,180	20,360	2 人	35.0%	10,900	21,800	1,440
	平等割	1 世帯	15.0%	5,505	5,505	1 世帯	15.0%	5,800	5,800	295
	軽減額				-12,933				-13,800	-867
				差引賦課額	39,300			差引賦課額	38,200	-1,100
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)				238,700	賦課額合計				220,400	-18,300

令和6年度
基礎分+支援分
182,200

国民健康保険税額試算表④

2人世帯(夫婦40歳から64歳まで)で所得0円、固定資産税100,000円の場合(7割軽減)										
区分	令和5年度				令和6年度				比較	
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	0	47.5%	8.0213%	0	0	50.0%	7.4900%	0	0
	資産割	100,000	3.0%	10.0425%	10,042	100,000	0.0%	0.0000%	0	-10,042
	均等割	2 人	34.5%	27,600	55,200	2 人	35.0%	26,700	53,400	-1,800
	平等割	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	1 世帯	15.0%	19,700	19,700	-1,310
	軽減額			-53,347				-51,170		2,177
				差引賦課額				差引賦課額		-11,000
支援分	所得割	0	47.5%	2.8659%	0	0	50.0%	3.0300%	0	0
	資産割	100,000	3.0%	3.5560%	3,556	100,000	0.0%	0.0000%	0	-3,556
	均等割	2 人	34.5%	9,800	19,600	2 人	35.0%	10,700	21,400	1,800
	平等割	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	1 世帯	15.0%	7,900	7,900	440
	軽減額			-18,942				-20,510		-1,568
				差引賦課額				差引賦課額		-2,900
介護分	所得割	0	47.5%	2.5175%	0	0	50.0%	2.7500%	0	0
	資産割	100,000	3.0%	4.0060%	4,006	100,000	0.0%	0.0000%	0	-4,006
	均等割	2 人	34.5%	10,180	20,360	2 人	35.0%	10,900	21,800	1,440
	平等割	1 世帯	15.0%	5,505	5,505	1 世帯	15.0%	5,800	5,800	295
	軽減額			-18,106				-19,320		-1,214
				差引賦課額				差引賦課額		-3,500
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)				58,200	賦課額合計				38,800	-17,400

令和6年度
基礎分+支援分
30,600

国民健康保険税額試算表⑤

2人世帯(夫婦40歳から64歳まで)で事業所得575,000円、固定資産税100,000円の場合(5割軽減)										
区分	令和5年度				令和6年度				比較	
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	145,000	47.5%	8.0213%	11,630	145,000	50.0%	7.4900%	10,860	-770
	資産割	100,000	3.0%	10.0425%	10,042	100,000	0.0%	0.0000%	0	-10,042
	均等割	2 人	34.5%	27,600	55,200	2 人	35.0%	26,700	53,400	-1,800
	平等割	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	1 世帯	15.0%	19,700	19,700	-1,310
	軽減額				-38,105				-36,550	1,555
				差引賦課額	59,700			差引賦課額	47,400	-12,300
支援分	所得割	145,000	47.5%	2.8659%	4,155	145,000	50.0%	3.0300%	4,393	238
	資産割	100,000	3.0%	3.5560%	3,556	100,000	0.0%	0.0000%	0	-3,556
	均等割	2 人	34.5%	9,800	19,600	2 人	35.0%	10,700	21,400	1,800
	平等割	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	1 世帯	15.0%	7,900	7,900	440
	軽減額				-13,530				-14,650	-1,120
				差引賦課額	21,200			差引賦課額	19,000	-2,200
介護分	所得割	145,000	47.5%	2.5175%	3,650	145,000	50.0%	2.7500%	3,987	337
	資産割	100,000	3.0%	4.0060%	4,006	100,000	0.0%	0.0000%	0	-4,006
	均等割	2 人	34.5%	10,180	20,360	2 人	35.0%	10,900	21,800	1,440
	平等割	1 世帯	15.0%	5,505	5,505	1 世帯	15.0%	5,800	5,800	295
	軽減額				-12,933				-13,800	-867
				差引賦課額	20,500			差引賦課額	17,700	-2,800
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)				101,400	賦課額合計				84,100	-17,300

令和6年度
基礎分+支援分
66,400

国民健康保険税額試算表 ⑥

2人世帯(夫婦40歳から64歳まで)で事業所得1,030,000円、固定資産税100,000円の場合(2割軽減)										
区分	令和5年度				令和6年度				比較	
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	600,000	47.5%	8,0213%	48,127	600,000	50.0%	7,4900%	44,940	-3,187
	資産割	100,000	3.0%	10.0425%	10,042	100,000	0.0%	0.0000%	0	-10,042
	均等割	2 人	34.5%	27,600	55,200	2 人	35.0%	26,700	53,400	-1,800
	平等割	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	1 世帯	15.0%	19,700	19,700	-1,310
	軽減額			-15,242				-14,620		622
				差引賦課額	119,100			差引賦課額	103,400	-15,700
支援分	所得割	600,000	47.5%	2,8659%	17,195	600,000	50.0%	3,0300%	18,180	985
	資産割	100,000	3.0%	3,5560%	3,556	100,000	0.0%	0.0000%	0	-3,556
	均等割	2 人	34.5%	9,800	19,600	2 人	35.0%	10,700	21,400	1,800
	平等割	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	1 世帯	15.0%	7,900	7,900	440
	軽減額			-5,412				-5,860		-448
				差引賦課額	42,300			差引賦課額	41,600	-700
介護分	所得割	600,000	47.5%	2,5175%	15,105	600,000	50.0%	2,7500%	16,500	1,395
	資産割	100,000	3.0%	4,0060%	4,006	100,000	0.0%	0.0000%	0	-4,006
	均等割	2 人	34.5%	10,180	20,360	2 人	35.0%	10,900	21,800	1,440
	平等割	1 世帯	15.0%	5,505	5,505	1 世帯	15.0%	5,800	5,800	295
	軽減額			-5,173				-5,520		-347
				差引賦課額	39,800			差引賦課額	38,500	-1,300
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)				201,200	賦課額合計				183,500	-17,700

令和6年度
基礎分+支援分
145,000

国民健康保険税額試算表 ⑦

2人世帯(65歳以上の夫と40歳以上65歳未満の妻)で事業所得1,280,000円、固定資産税80,000円の場合 (町の平均的な世帯(全世帯の平均)) ※世帯主, 所得, 固定資産税が夫の場合(2割軽減)											
区分		令和5年度				令和6年度				比較	
		課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	850,000	47.5%	8.0213%	68,181	850,000	50.0%	7.4900%	63,665	-4,516	
	資産割	40,000	3.0%	10.0425%	4,017	40,000	0.0%	0.0000%	0	-4,017	
	均等割	2 人	34.5%	27,600	55,200	2 人	35.0%	26,700	53,400	-1,800	
	平等割	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	1 世帯	15.0%	19,700	19,700	-1,310	
	軽減額				-15,242				-14,620	622	
			差引賦課額		133,100			差引賦課額		122,100	-11,000
支援分	所得割	850,000	47.5%	2.8659%	24,360	850,000	50.0%	3.0300%	25,755	1,395	
	資産割	40,000	3.0%	3.5560%	1,422	40,000	0.0%	0.0000%	0	-1,422	
	均等割	2 人	34.5%	9,800	19,600	2 人	35.0%	10,700	21,400	1,800	
	平等割	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	1 世帯	15.0%	7,900	7,900	440	
	軽減額				-5,412				-5,860	-448	
			差引賦課額		47,400			差引賦課額		49,100	1,700
介護分	所得割	0	47.5%	2.5175%	0	0	50.0%	2.7500%	0	0	
	資産割	0	3.0%	4.0080%	0	0	0.0%	0.0000%	0	0	
	均等割	1 人	34.5%	10,180	10,180	1 人	35.0%	10,900	10,900	720	
	平等割	1 世帯	15.0%	5,505	5,505	1 世帯	15.0%	5,800	5,800	295	
	軽減額				-3,137				-3,340	-203	
			差引賦課額		12,500			差引賦課額		13,300	800
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)					193,000	賦課額合計				184,500	-8,500

令和6年度 基礎分+支援分	171,200
------------------	---------

令和6年度
基礎分+支援分
171,200

国民健康保険税額試算表 ⑧

2人世帯(65歳以上の夫と40歳以上65歳未満の妻)で事業所得1,940,000円、固定資産税80,000円の場合 (町の平均的な世帯(所得0・資産0世帯を除いた平均))										
区分		令和5年度				令和6年度				比較
		課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額	税額
基礎分	所得割	1,510,000	47.5%	8.0213%	121,121	1,510,000	50.0%	7.4900%	113,099	-8,022
	資産割	80,000	3.0%	10.0425%	8,034	80,000	0.0%	0.0000%	0	-8,034
	均等割	2 人	34.5%	27,600	55,200	2 人	35.0%	26,700	53,400	-1,800
	平等割	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	1 世帯	15.0%	19,700	19,700	-1,310
	軽減額				0				0	0
			差引賦課額		205,300			差引賦課額		186,100
支援分	所得割	1,510,000	47.5%	2.8659%	43,275	1,510,000	50.0%	3.0300%	45,753	2,478
	資産割	80,000	3.0%	3.5560%	2844	80,000	0.0%	0.0000%	0	-2,844
	均等割	2 人	34.5%	9,800	19,600	2 人	35.0%	10,700	21,400	1,800
	平等割	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	1 世帯	15.0%	7,900	7,900	440
	軽減額				0				0	0
			差引賦課額		73,100			差引賦課額		75,000
介護分	所得割	0	47.5%	2.5175%	0	0	50.0%	2.7500%	0	0
	資産割	0	3.0%	4.0060%	0	0	0.0%	0.0000%	0	0
	均等割	1 人	34.5%	10,180	10,180	1 人	35.0%	10,900	10,900	720
	平等割	1 世帯	15.0%	5,505	5,505	1 世帯	15.0%	5,800	5,800	295
	軽減額				0				0	0
			差引賦課額		15,600			差引賦課額		16,700
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)					294,000	賦課額合計			277,800	-16,200

令和6年度
基礎分+支援分
261,100

国民健康保険税額試算表 ⑨

特定世帯の場合:2人世帯で夫76歳(後期高齢者医療制度)、妻73歳で年金収入(夫)2,780,000円(所得1,680,000円)、(妻)700,000円(所得0円)固定資産税(夫名義)100,000円の場合(基礎分・支援分 平等割1/2軽減)											
区分		令和5年度				令和6年度				比較	
		課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	0	47.5%	8.0213%	0	0	50.0%	7.4900%	0	0	
	資産割	0	3.0%	10.0425%	0	0	0.0%	0.0000%	0	0	
	均等割	1 人	34.5%	27,600	27,600	1 人	35.0%	26,700	26,700	-900	
	平等割	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	1 世帯	15.0%	19,700	19,700	-1,310	
	軽減額				-10,505				-9,850	655	
				差引賦課額	38,100			差引賦課額	36,500	-1,600	
支援分	所得割	0	47.5%	2.8659%	0	0	50.0%	3.0300%	0	0	
	資産割	0	3.0%	3.5560%	0	0	0.0%	0.0000%	0	0	
	均等割	1 人	34.5%	9,800	9,800	1 人	35.0%	10,700	10,700	900	
	平等割	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	1 世帯	15.0%	7,900	7,900	440	
	軽減額				-3,730				-3,950	-220	
				差引賦課額	13,500			差引賦課額	14,600	1,100	
介護分	所得割	0	47.5%	2.5175%	0	0	50.0%	2.7500%	0	0	
	資産割	0	3.0%	4.0060%	0	0	0.0%	0.0000%	0	0	
	均等割	0 人	34.5%	10,180	0	0 人	35.0%	10,900	0	0	
	平等割	0 世帯	15.0%	5,505	0	0 世帯	15.0%	5,800	0	0	
	軽減額				0				0	0	
				差引賦課額	0			差引賦課額	0	0	
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)					51,600	賦課額合計			51,100	-500	

令和6年度 基礎分+支援分
51,100

令和6年度
基礎分+支援分
51,100

国民健康保険税額試算表 ⑩

特定継続世帯の場合：2人世帯で夫80歳(後期高齢者医療制度)、妻73歳で年金収入(夫)2,780,000円(所得1,680,000円)、 (妻)700,000円(所得0円)固定資産税(夫名義)100,000円の場合(基礎分・支援分 平等割1/4軽減)										
区分	令和5年度				令和6年度				比較	
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	0	47.5%	8.0213%	0	0	50.0%	7.4900%	0	0
	資産割	0	3.0%	10.0425%	0	0	0.0%	0.0000%	0	0
	均等割	1 人	34.5%	27,600	27,600	1 人	35.0%	26,700	26,700	-900
	平等割	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	1 世帯	15.0%	19,700	19,700	-1,310
	軽減額			-5,253				-4,925		328
				差引賦課額	43,300			差引賦課額	41,400	-1,900
支援分	所得割	0	47.5%	2.8659%	0	0	50.0%	3.0300%	0	0
	資産割	0	3.0%	3.5560%	0	0	0.0%	0.0000%	0	0
	均等割	1 人	34.5%	9,800	9,800	1 人	35.0%	10,700	10,700	900
	平等割	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	1 世帯	15.0%	7,900	7,900	440
	軽減額			-1,865				-1,975		-110
				差引賦課額	15,300			差引賦課額	16,600	1,300
介護分	所得割	0	47.5%	2.5175%	0	0	50.0%	2.7500%	0	0
	資産割	0	3.0%	4.0060%	0	0	0.0%	0.0000%	0	0
	均等割	0 人	34.5%	10,180	0	0 人	35.0%	10,900	0	0
	平等割	0 世帯	15.0%	5,505	0	0 世帯	15.0%	5,800	0	0
	軽減額			0				0		0
				差引賦課額	0			差引賦課額	0	0
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)				58,600	賦課額合計				58,000	-600

令和6年度
基礎分+支援分
58,000

国民健康保険税額試算表 ⑩

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人)で給与収入3,000,000円(所得2,020,000円)、固定資産税100,000円の場合(非自発的失業:給与所得×30/100)(基礎分・支援分・介護分5割軽減)										
区分	令和5年度				令和6年度				比較	
	課税標準	賦課割合	税率	税額	課税標準	賦課割合	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	176,000	47.5%	8.0213%	14,117	176,000	50.0%	7.4900%	13,182	-935
	資産割	100,000	3.0%	10.0425%	10,042	100,000	0.0%	0.0000%	0	-10,042
	均等割	4 人	34.5%	27,600	110,400	4 人	35.0%	26,700	106,800	-3,600
	平等割	1 世帯	15.0%	21,010	21,010	1 世帯	15.0%	19,700	19,700	-1,310
	軽減額				-65,705				-63,250	2,455
				差引賦課額	89,800			差引賦課額	76,400	-13,400
支援分	所得割	176,000	47.5%	2.8659%	5,043	176,000	50.0%	3.0300%	5,332	289
	資産割	100,000	3.0%	3.5560%	3,556	100,000	0.0%	0.0000%	0	-3,556
	均等割	4 人	34.5%	9,800	39,200	4 人	35.0%	10,700	42,800	3,600
	平等割	1 世帯	15.0%	7,460	7,460	1 世帯	15.0%	7,900	7,900	440
	軽減額				-23,330				-25,350	-2,020
				差引賦課額	31,900			差引賦課額	30,600	-1,300
介護分	所得割	176,000	47.5%	2.5175%	4,430	176,000	50.0%	2.7500%	4,840	410
	資産割	100,000	3.0%	4.0060%	4,006	100,000	0.0%	0.0000%	0	-4,006
	均等割	2 人	34.5%	10,180	20,360	2 人	35.0%	10,900	21,800	1,440
	平等割	1 世帯	15.0%	5,505	5,505	1 世帯	15.0%	5,800	5,800	295
	軽減額				-12,933				-13,800	-867
				差引賦課額	21,300			差引賦課額	18,600	-2,700
賦課額合計(基礎分+支援分+介護分)				143,000	賦課額合計				125,600	-17,400

令和6年度
基礎分+支援分
107,000

(令和6年第1回定例会6月会議)
【議案第50号 参考資料】

かつらぎ町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町国民健康保険税条例(平成9年かつらぎ町条例第33号) (省 略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.49を乗じて算定する。 2 (略) (省 略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について26.700円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 (略) (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規	○かつらぎ町国民健康保険税条例(平成9年かつらぎ町条例第33号) (省 略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.0213を乗じて算定する。 2 (略) (省 略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について27.600円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 (略) (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規

かつらぎ町国民健康保険税条例-1-

改正後	改正前
定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>19,700円</u> (2) 特定世帯 <u>9,850円</u> (3) 特定継続世帯 <u>14,775円</u> (省 略)	定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>21,010円</u> (2) 特定世帯 <u>10,505円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,757円</u> (省 略)
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.03</u>を乗じて算定する。 (省 略)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.8659</u>を乗じて算定する。 (省 略)
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

改正後	改正前
第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>0.700円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7.900円</u> (2) 特定世帯 <u>3.950円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5.925円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.75</u>を乗じて算定する。 (省 略) (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10.900円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5.800円</u>とする。	第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9.800円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7.460円</u> (2) 特定世帯 <u>3.730円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5.595円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5175</u>を乗じて算定する。 (省 略) (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10.180円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5.505円</u>とする。 (省 略)

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>18,690円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,790円</u> ② 特定世帯 <u>6,895円</u> ③ 特定継続世帯 <u>10,343円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,490円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,530円</u> ② 特定世帯 <u>2,765円</u> ③ 特定継続世帯 <u>4,148円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,630円</u>	(国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>19,320円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,707円</u> ② 特定世帯 <u>7,354円</u> ③ 特定継続世帯 <u>11,030円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,860円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,222円</u> ② 特定世帯 <u>2,611円</u> ③ 特定継続世帯 <u>3,917円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,126円</u>

改 正 後	改 正 前
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,060円</u> (2) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>13,350円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,850円</u> ② 特定世帯 <u>4,925円</u> ③ 特定継続世帯 <u>7,388円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,350円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,950円</u> ② 特定世帯 <u>1,975円</u> ③ 特定継続世帯 <u>2,963円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,450円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,854円</u> (2) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>13,800円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,505円</u> ② 特定世帯 <u>5,253円</u> ③ 特定継続世帯 <u>7,879円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,900円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,730円</u> ② 特定世帯 <u>1,865円</u> ③ 特定継続世帯 <u>2,798円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,090円</u>

改正後	改正前
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,900円</u> (3) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,340円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,940円</u> ② 特定世帯 <u>1,970円</u> ③ 特定継続世帯 <u>2,955円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,140円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,580円</u> ② 特定世帯 <u>790円</u> ③ 特定継続世帯 <u>1,185円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,180円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,753円</u> (3) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,520円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,202円</u> ② 特定世帯 <u>2,101円</u> ③ 特定継続世帯 <u>3,152円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,960円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,492円</u> ② 特定世帯 <u>746円</u> ③ 特定継続世帯 <u>1,119円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,036円</u>

改 正 後	改 正 前
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,160円</u> 2 (略) (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,005円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,675円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,680円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,350円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,605円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,675円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,280円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,350円</u> (省 略)	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,101円</u> 2 (略) (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,140円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,900円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,040円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,800円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,470円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,450円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,920円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,900円</u> (省 略)

議案参考資料

(令和6年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

教育総務課 子育て係

1. 議案名

議案第51号 かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和5年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定され、保育の質の向上と子どもたちを安心して預けられる体制の整備を目的として、「児童福祉施設の整備及び運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正され、各教育・保育施設で従事する職員や保育士の数に関する規定が更新されました。

3. 趣旨・目的

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に基づき、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

家庭的保育事業等における保育士等配置基準を次のとおり改正します。

- ・満3歳以上満4歳に満たない児童に対する保育士等の人数
(改正前) 20人につき1人 → (改正後) 15人につき1人
- ・満4歳以上の児童に対する保育士等の人数
(改正前) 30人につき1人 → (改正後) 25人につき1人

(施行期日：公布の日)

(令和6年第1回定例会6月会議)

【議案第51号 参考資料】

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第36号） (省 略) (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 3 (略) (職員)	○かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第36号） (省 略) (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 (略) (職員)

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例-1-

改正後	改正前
第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね1人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね2人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
(保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることではない。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね1人につき1人	(保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることではない。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね2人につき1人

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例-2-

改正後	改正前
5人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (省 略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね1人 5人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (省 略)	0人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (省 略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね2人 0人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (省 略)

議案参考資料

(令和6年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

管財情報課 住宅係

1. 議案名

議案第52号 かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和5年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定されたことに伴い、国土交通省において「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」が定められ、地域の実情を踏まえた優先入居等について積極的に取り組むことが求められています。

また、近年、DVや犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった方の居住の安定を図るため、公営住宅への入居に配慮を行うことが求められているところです。

3. 趣旨・目的

上記の背景・経過を踏まえ、公営住宅を活用して、子育て世帯や犯罪被害者世帯等、居住の安定確保が必要な方たちが優先的に入居できるよう、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

改正内容

(1) 優先入居対象世帯の見直し

既存の対象世帯の規定を整理するとともに、新たに「子育て世帯」「若者夫婦世帯」「DV被害者世帯」「犯罪被害者世帯」を優先入居の対象世帯に追加します。

「優先入居」 住宅に困窮する低所得者の中でも特に困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえ事業主体の判断により、入居者の募集・選考において優先的に取扱うことができる。

(2) 裁量階層の対象世帯及び入居収入基準の見直し

18歳未満の子がいる世帯又は妊婦がいる世帯について、公営住宅法施行令で規定する入居収入基準の上限額である月額25万9千円まで引き上げを行います。

「裁量階層」 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある世帯について、本来階層の入居収入基準(月額15万8千円)とは別に基準を定めることができる。

(施行期日：公布の日)

かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正(案)	現行
○かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例 (平成9年かつらぎ町条例第36号) (省 略) (入居者の資格) 第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条に規定する者)にあっては、第2号から第4号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) その者の収入が<u>アからエ</u>に掲げる場合に応じ、それぞれ<u>アからエ</u>に掲げる金額を超えないこと。 ア その者が特に居住の安定を図る必要があるものとして町長が別に定める場合 214,000円 イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)	○かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例 (平成9年かつらぎ町条例第36号) (省 略) (入居者の資格) 第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条に規定する者)にあっては、第2号から第4号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) その者の収入が<u>ア</u>、<u>イ</u>又は<u>ウ</u>に掲げる場合に応じ、それぞれ<u>ア</u>、<u>イ</u>又は<u>ウ</u>に掲げる金額を超えないこと。 ア その者が特に居住の安定を図る必要があるものとして町長が別に定める場合 214,000円 イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

改正 (案)	現 行
ウ 同居者に18歳未満の者が<u>ある場合又は同居者若しくは同居者が妊娠している場合</u> 259,000円 エ ア、イ及びウに掲げる場合以外の場合 158,000円 (2)～(4) (省略) (同居者の選考) 第9条 (略) 2～4 (略) 5 町長は、第1項に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、町長が定める要件を備えているもの及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当てをした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (1) 60歳以上の者 (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者 (3) 現に同居し、又は同居しようとする者が60歳以上の者又は障害者基本法第2条第1号に規定する障害者である者 (4) 現に同居し、又は同居しようとする18歳未満の子を扶養している者 (5) 妊娠している者又は同居者が妊娠している者 (6) 婚姻関係にある者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のいずれかが40歳未満である者 (7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条	ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 (2)～(4) (省略) (同居者の選考) 第9条 (略) 2～4 (略) 5 町長は、第1項に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、町長が定める要件を備えているもの及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当てをした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (1) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫 (2) 老人 (3) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者 (4) 入居の申込みをした者と現に同居し、又は同居しようとする者に老人又は障害者基本法第2条に規定する障害者がある者 (5) 前各号に掲げる者に準ずる者

改正 (案)	現 行
の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当する者 ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は同法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者 (8) 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等と同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった者	(省 略)

